

## 令和5年度

### 第1回 帯広市地域公共交通活性化協議会（書面協議）次第

令和5年6月28日

#### 1 議事

##### (1) 報告事項

- 報告第1号 令和4年度事業報告について
- 報告第2号 令和4年度収支決算について
- 報告第3号 令和4年度監査報告について

##### (2) 協議事項

- 議案第1号 令和5年度事業計画案について
- 議案第2号 令和5年度収支予算案について
- 議案第3号 帯広市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

#### 《配付資料》

- 資料1 協議事項説明書
- 資料2 令和4年度事業報告
- 資料3 令和4年度収支決算書
- 資料4 令和4年度会計監査報告書
- 資料5 令和5年度事業計画（案）
- 資料6 令和5年度収支予算書（案）
- 資料7 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）
- 資料8 帯広市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

## 協 議 事 項 説 明 書

### (1) 報告事項

#### 報告第1号 令和4年度事業報告について

資料2「令和4年度 事業報告」をご覧ください。

昨年度は、当協議会の取組として資料記載の3項目を実施しております。

「1 地域公共交通計画策定に向けた取組の実施」については、帯広市地域公共交通計画の策定に向けて、一般社団法人北海道開発技術センターを委託事業者とする調査業務を実施いたしました。調査内容及び実施期間については、資料記載のとおりです。

「2 モビリティ・マネジメント施策の展開」については、令和5年3月に中高生、転入者及び高齢者を対象として、バス利用の動機付けを目的としたモビリティ・マネジメント小冊子の作成・配布を実施しました。配布方法の詳細については、資料記載のとおりです。

「3 協議会の開催」について、昨年度は8回の協議会を実施しております。協議内容は、主に帯広市地域公共交通計画の策定に関連したものとなっており、規約改正や国庫補助金に関すること、計画策定調査、計画の方向性や内容などについて協議しております。各回の協議事項については資料をご確認ください。

#### 報告第2号 令和4年度収支決算について

資料3「令和4年度 収支決算書」をご覧ください。

令和4年度の収入決算額については、バス事業者及び帯広市の負担金として2,676,000円、計画策定調査事業に係る国庫補助金として1,042,625円、雑入として前年度繰越金54,621円、合計3,773,246円となっています。

支出決算額については、運営費中、会議費としてアドバイザーの学識経験者の旅費及び報酬67,020円、事務費として郵送料などの事務経費8,416円、事業費として帯広市地域公共交通計画策定調査業務に係る委託料、及びモビリティ・マネジメント小冊子に係る消耗品費3,526,413円、合計3,601,849円となっています。

全体として決算額が予算額を下回っており、主な理由は以下のとおりです。

【会議費】学識経験者のオンラインでの会議出席による旅費の減

【事務費】オンライン打合せの実施による旅費の減

【事業費】調査業務委託料及び小冊子作成費の減

収入決算額3,773,246円から支出決算額3,601,849円を差し引いた残額171,397円が、令和5年度繰越金となります。

## **報告第3号 令和4年度監査報告について**

資料4「令和4年度 会計監査報告書」をご覧ください。

令和4年度の当協議会の会計処理について、前任の監査委員である十勝総合振興局地域政策課 山田主幹に監査いただき、適正であることをご確認いただいています。

## **(2) 協議事項**

### **議案第1号 令和5年度事業計画案について**

資料5「令和5年度 事業計画（案）」をご覧ください。

今年度、当協議会の事業として、記載の3項目について実施を予定しております。以下、各項目について説明いたします。

#### **「1 おびひろバスマップ（改訂版）の作成・配布」**

「おびひろバスマップ」は、路線バスに関する情報提供の充実や、公共交通への理解・関心を高めることを目的として平成30年度に作成しており、バスターミナルおびくるなどでの路線案内や小学校等への出前講座で配布するなどして使用しています。

しかし、作成から約5年が経過し、マップ面・情報面ともに内容の更新が必要となっていることなどから、内容を更新したバスマップを作成するものです。

#### **「2 モビリティ・マネジメント施策の展開」**

昨年度に引き続き、中高生、転入者及び高齢者を対象として、自発的な公共交通利用を促すことを目的とするモビリティ・マネジメントツールの作成・配布を実施するものです。

#### **「3 協議会の開催」**

協議会については、今年度、今回を含め3回の実施を予定しています。

次回（第2回）は、帯広市地域公共交通計画（原案）に関するパブリックコメントの意見等を踏まえ、事務局において修正した交通計画の案などについて協議を行う予定です。

第3回については、令和5年度に実施した計画の施策に基づく取組の実施状況などを踏まえ、帯広市地域公共交通計画の進捗等に関する意見交換や評価に関する協議を行う予定です。

### **議案第2号 令和5年度収支予算案について**

資料6「令和5年度 収支予算書（案）」をご覧ください。

令和5年度の収入予算額について、負担金として839,000円、雑入として前年度繰越金171,397円、合計1,010,397円を計上しています。負担金の内訳については、備考欄に記載のとおりです。

支出予算額について、運営費中、会議費として126,230円、事務費として175,167

円、計 301,397 円を計上しています。

次に、事業費として、おびひろバスマップ修正及び印刷委託料として 594,000 円、モビリティ・マネジメントツール作成費として 115,000 円、計 709,000 円を計上しています。

以上、支出予算合計額は合計 1,010,397 円となっています。

### **議案第 3 号 帯広市地域公共交通活性化協議会規約の改正について**

資料 7「帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）」及び資料 8「帯広市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表」をご覧ください。

改正内容は、規約第 3 条（協議会の構成員）の下表において、新たに「北海道旅客鉄道株式会社」及び「十勝地区バス労働組合連絡会」を追加するものです。（資料中、変更箇所を赤字・下線としています。）

追加理由について、「北海道旅客鉄道株式会社」は、昨年度より協議会に参画いただいております、規約上の整理を行うものです。

また、「十勝地区バス労働組合連絡会」は、本年 4 月に十勝バス株式会社及び北海道拓殖バス株式会社 2 社の労働組合により新たに設立された団体であり、市内の公共交通の活性化や住民の移動手段の確保等について協議する「帯広市地域公共交通会議」にも参画していることから、路線バス運転手の現場の意見を広く協議の場で発言いただけるものと考えております。このため、当協議会の構成員として参画いただくため、規約第 3 条下表に追加するものです。

### **(3) その他事務連絡**

#### **・第 2 回協議会の開催日程について**

現在実施中の帯広市地域公共交通計画（原案）に関するパブリックコメントにおける市民意見等を踏まえ、事務局において修正した計画案について、次回（第 2 回）協議会にてご議論いただきたいと思いますと考えております。

つきましては、協議会日程を調整いたしたく、別紙日程調整表によりご出席可能な日程についてご報告くださいますようお願いいたします。

### **【依頼事項】**

**報告事項及び協議事項に対するご意見、並びに協議事項 3 件に対する承認または不承認について、別紙回答書により 7 月 7 日（金）までにご報告くださいますよう、**  
お願いいたします。

また、**第 2 回協議会の日程調整表について、回答書と合わせてご提出くださいますよう**お願いいたします。

## 令和4年度 事業報告

### 1 地域公共交通計画策定に向けた取組の実施

「帯広市地域公共交通計画」の策定に向けて、「帯広市地域公共交通計画策定調査業務」を実施し、計画策定にあたり必要となる基礎的データの調査・整理を行った。

- ・委託事業者：一般社団法人北海道開発技術センター
- ・調査内容：（１）帯広市の概況整理  
（２）公共交通網の現状調査  
（３）公共交通の利用実態調査 等
- ・実施期間：令和4年8月1日～令和5年3月31日

### 2 モビリティ・マネジメント施策の展開

自発的な公共交通利用を促すモビリティ・マネジメントの取組として、中高生、転入者及び高齢者に向けたモビリティ・マネジメント用小冊子の作成・配布を実施した。

- ・中高生向け…市内中学3年生及び高校1、2年生を対象として、各学校を通じて配布
- ・転入者向け…戸籍住民課窓口にて配布
- ・高齢者向け…介護高齢福祉課窓口、地域交流サロン、地域包括支援センター等を通じて配布

### 3 協議会の開催

令和4年 4月19日 第1回協議会（書面協議）

#### 【協議事項】

- 議案第1号 帯広市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について
- 議案第2号 協議会への学識経験者参画について
- 議案第3号 帯広市地域公共交通計画策定スケジュールについて
- 議案第4号 帯広市地域公共交通計画策定調査に係る国庫補助交付申請について

令和4年 7月 7日 第2回協議会（書面協議）

#### 【報告事項】

- 報告第1号 令和3年度事業報告について
- 報告第2号 令和3年度決算報告について
- 報告第3号 令和3年度監査報告について
- 報告第4号 令和3年度帯広市地域公共交通網形成計画に係る事業実施状況について
- 報告第5号 計画策定調査事業に係る国庫補助金交付決定について

**【協議事項】**

議案第1号 帯広市地域公共交通網形成計画の総括について

議案第2号 令和4年度事業計画案について

議案第3号 令和4年度収支予算案について

令和4年 7月22日 第3回協議会

**【報告事項】**

報告第1号 帯広市における新たな地域公共交通維持確保に向けた取組について

**【協議事項】**

議案第1号 市内公共交通の維持確保に向けた取組について

議案第2号 帯広市地域公共交通計画策定に向けた調査の実施について

令和4年 9月 7日 第4回協議会（書面協議）

**【報告事項】**

報告第1号 帯広市地域公共交通計画策定調査業務 委託事業者について

**【協議事項】**

議案第1号 帯広市地域公共交通計画策定調査 実施計画及びスケジュールについて

令和4年12月20日 第5回協議会

**【報告事項】**

報告第1号 帯広市地域公共交通計画策定調査業務 中間報告について

**【協議事項】**

議案第1号 帯広市地域公共交通計画について

令和5年 1月20日 第6回協議会

**【協議事項】**

議案第1号 帯広市地域公共交通計画 骨子案について

議案第2号 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について

令和5年 2月20日 第7回協議会

**【協議事項】**

議案第1号 帯広市地域公共交通計画 素案について

令和5年 3月27日 第8回協議会

**【協議事項】**

議案第1号 帯広市地域公共交通計画 原案について

## 令和4年度 収支決算書

## 収入の部

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	増△減	備考
負担金	負担金	負担金	2,676,000	2,676,000	0	バス事業者負担金 49,000円 帯広市負担金 2,627,000円
補助金	補助金	補助金	1,042,625	1,042,625	0	地域後期公共交通確保維持改善事業 費補助金(地域公共交通調査事業) 1,042,625円
諸収入	雑入	雑入	54,621	54,621	0	前年度繰越金 54,621円
計			3,773,246	3,773,246	0	

## 支出の部

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	増△減	備考
運営費			176,246	75,436	△ 100,810	
	会議費	会議費	110,540	67,020	△ 43,520	学識経験者旅費・報酬 旅費 33,020円 報酬 34,000円
	事務費	事務費	65,706	8,416	△ 57,290	郵送料 3,666円 振込手数料 2,750円 収入印紙 2,000円
事業費	事業費	事業費	3,597,000	3,526,413	△ 70,587	地域公共交通計画策定調査委託費 委託料 3,465,000円 モビリティ・マネジメント小冊子作成費 消耗品費 61,413円
計			3,773,246	3,601,849	△ 171,397	

収入額 3,773,246円 - 支出額 3,601,849円 = 繰越額 171,397円

## 会 計 監 査 報 告 書

令和4年度帯広市地域公共交通活性化協議会の会計について、  
関係帳簿及び収入・支出証書の監査を行った結果、その処理が  
いずれも適正であることを認めます。

令和5年5月26日

監査委員 北海道十勝総合振興局 地域創生部

地域政策課 主幹 山田 貴弘 



## 令和5年度 事業計画（案）

### 1 おびひろバスマップ（改訂版）の作成・配布

路線バスに関する情報提供の充実、及び公共交通への理解や関心を高めることを目的として、平成30年度に作成した「おびひろバスマップ」の情報面及びマップ面の内容を更新した改訂版を作成する。

作成したマップは、市役所、バスターミナルおびくる、市内コミセン等への設置・配布のほか、交通環境学習出前講座を受講した児童等への配布を想定。

### 2 モビリティ・マネジメント施策の展開

自発的な公共交通利用を促すモビリティ・マネジメントの取組として、中高生・転入者及び高齢者に向けたモビリティ・マネジメントツールの配布を継続実施する。

### 3 協議会の開催

- 令和5年6月28日 第1回協議会（今回協議）  
《協議事項》  
令和5年度事業計画・収支予算案について／協議会規約等改正
- 令和5年7月18～21日（予定） 第2回協議会  
《協議事項》  
帯広市地域公共交通計画（案）について 等
- 令和6年2月（予定） 第3回協議会  
《協議事項》  
帯広市地域公共交通計画 実施状況中間報告・事業評価 等

## 令和5年度 収支予算書(案)

## 収入の部

(単位:円)

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	増△減	備考
負担金	負担金	負担金	2,676,000	839,000	△ 1,837,000	バス事業者負担金 348,000円 帯広市負担金 491,000円
補助金	補助金	補助金	1,042,625	0	△ 1,042,625	
諸収入	雑入	雑入	54,621	171,397	116,776	前年度繰越金 171,397円
計			3,773,246	1,010,397	△ 2,762,849	

## 支出の部

(単位:円)

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	増△減	備考
運営費			176,246	301,397	125,151	
	会議費	会議費	110,540	126,230	15,690	学識経験者旅費・報酬 旅費 89,730円 報酬 25,500円 協議会コピー用紙等 消耗品費 11,000円
	事務費	事務費	65,706	175,167	109,461	先進地視察旅費 旅費 150,000円 協議会事務用品等 消耗品費 15,767円 郵送料 3,000円 振込手数料 6,000円 収入印紙 400円
事業費	事業費	事業費	3,597,000	709,000	△ 2,888,398	おびひろバスマップ修正・印刷 委託料 594,000円 モビリティ・マネジメントツール作成費 消耗品費 115,000円
計			3,773,246	1,010,397	△ 2,762,849	

## 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

制定 平成20年2月25日

## （目的）

第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）交通計画の作成及び変更に関すること。
- （2）交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （3）その他協議会が必要と認めること。

## （協議会の構成員）

第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

	法の規定区分	関係機関名等
1	第6条第2項第1号	市長が指名する帯広市職員
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 <u>北海道旅客鉄道株式会社</u> 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交運労協 <u>十勝地区バス労働組合連絡会</u> 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

## （協議会の運営）

第4条 協議会に会長をおき、帯広市都市環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は原則として公開とする。

#### (事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、帯広市都市環境部都市建築室都市政策課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

#### (監査)

第9条 会長は協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

- 2 監査委員は、会計監査の結果を協議会において報告する。

#### (財務)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月28日から施行する。

## 帯広市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正後（案）	現行	改正内容																								
<p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>（協議会の構成員）</p> <p>第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="170 472 972 1029"> <thead> <tr> <th></th> <th>法の規定区分</th> <th>関係機関名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第6条第2項第1号</td> <td>市長が指名する帯広市職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第6条第2項第2号</td> <td>毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 <u>北海道旅客鉄道株式会社</u> 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第6条第2項第3号</td> <td>会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 <u>十勝地区バス労働組合連絡会</u> 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>		法の規定区分	関係機関名等	1	第6条第2項第1号	市長が指名する帯広市職員	2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 <u>北海道旅客鉄道株式会社</u> 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会	3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 <u>十勝地区バス労働組合連絡会</u> 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者	<p>第1条 ～ 第2条 （略）</p> <p>（協議会の構成員）</p> <p>第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1008 472 1809 1029"> <thead> <tr> <th></th> <th>法の規定区分</th> <th>関係機関名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第6条第2項第1号</td> <td>市長又はその指名する帯広市職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第6条第2項第2号</td> <td>毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社  <u>十勝地区ハイヤー協会</u> <u>十勝地区バス協会</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第6条第2項第3号</td> <td>会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協  <u>北海道十勝総合振興局長又はその指名する者</u> その他協議会が必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>		法の規定区分	関係機関名等	1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員	2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社  <u>十勝地区ハイヤー協会</u> <u>十勝地区バス協会</u>	3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協  <u>北海道十勝総合振興局長又はその指名する者</u> その他協議会が必要と認める者	<p>構成員の追加</p> <p>構成員の追加</p>
	法の規定区分	関係機関名等																								
1	第6条第2項第1号	市長が指名する帯広市職員																								
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 <u>北海道旅客鉄道株式会社</u> 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会																								
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 <u>十勝地区バス労働組合連絡会</u> 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者																								
	法の規定区分	関係機関名等																								
1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員																								
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社  <u>十勝地区ハイヤー協会</u> <u>十勝地区バス協会</u>																								
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協  <u>北海道十勝総合振興局長又はその指名する者</u> その他協議会が必要と認める者																								
<p>第4条 ～ 第12条 （略）</p> <p>附 則 この規程は、平成20年2月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月27日から施行する。</p>	<p>第4条 ～ 第12条 （略）</p> <p>附 則 この規約は、平成20年2月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月27日から施行する。</p>																									

附 則  
この規約は、平成27年2月18日から施行する。

附 則  
この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この規約は、令和4年4月25日から施行する。

附 則  
この規約は、令和5年6月28日から施行する。

附 則  
この規約は、平成27年2月18日から施行する。

附 則  
この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この規約は、令和4年4月25日から施行する。